

新しい法学教育の課題

——民法初学者の躓きポイントを中心に——

辻
博
明

- 一 はじめに
- 二 法学教育とその背景
- 三 法学教育の改革の波——背景と実現の壁
- 四 法学教育に関する最近の試み——数量化
- 五 民法初学者の躓きポイントの模索——質的データの試み
- 六 むすび——初学者教育の重要性

一 はじめに

現在、わが国においては、教育改革の波が押し寄せている。今回の変革の波は、明治以来いくつかあった波のなかでもおそらくかなり大きな波の一つであろう。その波は、小中学校・高等学校、そして大学・大学院にまで及ぶものであり、かつ従来の日本型の教育スタイルに修正を迫るものである。どちらかという得意なスタイルつまり基礎的な知識を正確に反復練習し記憶することから、むしろ苦手な創造性に注目する教育にシフトしようとしている。さらに、これまで放置されてきた大学教育の内容と質が真剣に問題とされつつある。

右の点に関して、大学教育のレベルで無視できない点がある。大学においては、これまで教員の関心の重点は研究にあり教育はどちらかという義務的なものにとどまり、その内容・質は各自の教員の裁量に任されていたといえる。したがって、その内容・質は大学によりまた教員によってバラツキがあり、それをチェックする制度もない。他方、受講した学生の理解度および卒業段階での学力の品質保証も不明であり、せつかく修得した単位・成績は外部的には（例えば就職などで）評価されることは少なかつたといえる。

現に、社会的な重職にある人が、「わたしは大学では勉強などはしたことがない」とか「講義はでなかつたなあ」とか「大学では友人づくりが大事。卒業できれば十分。単位や成績など関係ない」と自慢げに対談誌などで公言されていることがある。謙遜の面があるのかもしれないが、真実を反映している面もあるのではないだろうか。他方では、資格試験の競争は激しくなるばかりであるが、試験対策は外部教育機関に依存している形である。いま注目の法科大学院の存在意義とも連関するだろう。

そこで以下では、従来の法学教育の問題点を少しでも改善し今後の法学教育の品質を確保するための一試みとして、民法の初学者の躓きポイントを中心に分析を行うことにする。その分析を行う際の視点は、下記の通りである。

「本研究の視点」^[1]

なぜこのような現象が定着し大学教育が空洞化したのであろうか、という疑問が生ずる。その背景にはなにがあるのだろうか。わが国特有の歴史的な背景があるのかもしれない。もしそうであるとすれば、新しい法学教育の課題を考えるにあたって、当然理解しておくべき問題であろう（後述二）。

本格的な法学教育の改革は、これまでほとんど顧みられなかったことである。なぜ法学教育の改革が叫ばれるようになったのであろうか（後述三）。

最近の試み、つまり法学教育の改革に向けた試験的なプロジェクトにはどのようなものがあるのでしょうか。その内容・方向性はどのようなものであるだろうか。もしその軌跡から学ぶべきものがあるならば、その「意義」さらに「残された課題」についても分析する必要があるだろう（後述四）。

従来の法学教育において顧みられなかった点はないか。いくつかあるであろうが、特に注目すべき点は初学者教育ではないだろうか。そこには、法学習者の誰もが通らなければならない関門がある。無視できない通過点のほすである。となると、一年目がかなり大事なことになるはずである。さらに、法律の専門家を目指す学習者レベルでは、将来のその人の法的思考の方向性を左右するものが目に見えない形で含まれているはずである。とくに、事実の認識と分析、正当性を判断する価値判断などである。

民法初学者の躓きポイントの分析とその対策の検討を試みたい。まずデータをとることが必要であるが、データによる数量的分析には限界がある場合がある。もし限界があるとすれば、それを補完する方法が課題となる（後述五）。

最後に、初学者教育の見直しにおいてクリアーしなければならない課題と厳しい状況におかれた法学部の今後について若干言及することにする（後述六）。

(1) 青井秀夫・法思考とバタン（平二二）、五十嵐清・法学入門（昭五四）、磯村哲「法解釈方法論の諸問題」（同編・現代法学講義所収（昭五三））、上山安敏「法学部の思想」（The First Step 法学・政治学への誘い所収（奈良産業大学法学会平六））、大村敦志・法源・解釈・民法学（平七）、同・典型契約と性質決定（平九）、同・法典・教育・民法学（平一一）、同・基本民法 総則・物権総論（平一三）、甲斐道太郎・新版 法の解釈と実践（昭五五）、風間晴子「いま再び、」の営み」を求めて——リベラルアーツ教育におけるひとつの試み」科学七〇巻一一号九八三頁（平一一）、柏木昇ほか「法学教育を考える」（座談会）NBL五三六号四頁、五三七号一一頁（平六）、亀本洋「法的思考とは何か」法哲学年報一九九〇年五頁、同「法的思考の諸相」一一〇頁（田中成明編・現代理論法学入門所収（平五））、同「法的思考の根本問題」三頁（井上達夫ほか編・法の臨界（平一一））、川島武宜「科学としての法律学（昭三九）、同「法的推論」の基礎理論——「法的構成」による法的判断の構造と機能」一五二頁（科学としての法律学」とその発展所収（昭六二））、北川善太郎・日本法学の歴史と理論（昭四三）、同・レクチャー民法入門（昭五九）、同「大学・法学部・法律学——私の危機論と好機論」ジュリ九七二号一一頁（平二二）、同「法解釈システム」序説 論叢一三三巻一・二・三号一頁（平四）、同「民法の体系と法解釈システム」論叢一三四巻三・四号一頁（平六）、同・民法ガイド（民法講要）（平七）（以下ガイドと引用）、同「民法の段階的学習」法学講演 法教二二八号三三頁（平一〇）、同「法学教育のマンシマン・レジームは克服可能か」民商一一二巻六号一頁（以下中間報告）と引用、一一三巻二四号三四頁（中間報告）と引用（平一一）、一一六巻一頁（中間報告）と引用（平一四）、同・オンライン民法学習資料（平一四）、来栖三郎「典型契約における民法典の規定の意義」契約法所収（昭四九）、末弘敏太郎「教育と直観」一一五二頁（末弘著作集・嘘の効用所収（第二版・昭五五））、新堂幸司「司法改革の原点（平一三）、田中成明「法的思考とはどのようなものか（平一一）、同「法理学講義（平六）、同・転換期の日本法（平一一）、辻博明・竹山理「契約法学習者のための演繹推論システムに関する一考察」名城四八巻一四二六頁（平一〇）、辻博明「民法初学者の法学教育に関する一考察」名城四九巻三三一一四五頁

（平一一）、同「法律はなぜ分りにくいのか——民法初学者の場合を中心に」知の結集二〇〇一名城大学開学75周年記念学術出版所収一一二二頁（平一四）、長尾真・淵一博「論理と意味（昭五八）、同「わかる」とは何か（平一三）、中村治朗「裁判の客観性をめぐって（昭四五）、日弁連法務研究財団編・次世代法曹教育（JTF叢書Vol.1）（平一一）、平井宜雄・法政策学（第二版・平七）、星野英一・民法の焦点（総則・昭六二）、同「法学入門（平七）、松浦馨「学部における法学教育の目的について」判時一〇六二号五頁（昭五八）、村上淳「ドイツにおける法律家養成の現況」ジュリー一〇一六号七二頁（平五）、同「包摂技術とコミュニケーション」桐蔭一巻一三三頁（平六）、同「仮想現実としての社会秩序」桐蔭一巻二二頁（平七）、同「転換期の法思考」桐蔭三巻二二頁（平九）、同「文字文化の衰退と法の変容——高度情報化への展望」法雑（大阪市大）四一巻四号一頁（平七）、柳田幸男・法科大学院構想の理想と現実（平一三）、山本敬三「民法における法的思考」一一二四頁（田中成明編・現代理論法学入門所収（平五））、同「法的思考の構造と特質——自己理解の現況と課題」（岩波現代の法15（平九））、米倉明「民法の教え方——一つのアプローチ（平一三）、我妻栄「私法の方法論に関する一考察」四七五頁（近代法における債権の優越的地位所収（昭二八））参照。

二 法学教育とその背景

(1) 「つぶし」がきく学部——法学部とその教育

最近ではあまり耳にしなくなったが、従来は法学部というところつぶしがきく学部といわれたのを思い出す方も少なくないのではないだろうか。なぜそのようにいわれたのであろうか。日本の法学部の位置付け、そこでの教育とも関係しているのではないだろうか。もしそうであるならば、その内容を知ることが意義があるであろう。そこで、この視点から、わが国の法学教育の背景・沿革（戦前から）を概観してみることにする（筆者の専門外領域でかつ力量不足を承知であえて言及することを御了承願いたい）。

法学部の位置付け——就職先から 日本の法学部は、その創設の頃から、裁判官・検察官・弁護士といった法律専門職の道に進む人材の養成（法曹養成）だけでなく、高級官僚や企業経営者など行政組織や経済界（特に財閥系）のリーダーを養成することが重要な課題とされていたようである。²この点で、法曹の養成に重点のあるドイツの法学部やアメリカのロースクールとは大きな違いが見られることになる。つまり、わが国の法学部は、初期の段階からかなり幅の広い目的をもった学部であったことになる。そして次第に、行政庁や企業に就職する学生割合が肥大化することになる。特に戦後においては顕著となった。

法学部の部門——教養重視型 就職先からも推測できるように、わが国の法学部は、創設の頃から実際の法曹需要をかなり上回る学生数から構成されていたことになる。つまり、将来様々の職業に就くであろう学生が集まる学部であったことになる。在学中は幅広い就職先から何を選ぶか思索している学生も多かったことになる。現に、将来何になるか確固たる目的がない「無目的学生の集水槽」と皮肉られたこともあったようである。³言い換えれば、「つぶし」がきくことになる。

このことから、わが国の法学部での教育は、先述のドイツやアメリカとは異なり法律の専門教育に特化するのではなく、幅広い教養を念頭においた教育であったようである。つまり、法律科目の学習があることは当然として（大学・学科によりさらに時代によりその必修科目数の違いがあったようであるが）、それ以外にも政治学や経済学などの学習も十分考慮されていたことになる。法曹の道だけではなく、政策立案や企業経営の道に進む多くの人材の存在を考慮したものである。

企業が求める学生像 日本の企業が学生に求めた能力・資質はどのようなものであったのであろうか。最近では、盛んに専門的な力とか即戦力とかが叫ばれている。確かに大企業の法務部などはその傾向がはっきりしてきているようである。しかし、その他の一般の部門におけるリクルートの現場での本音はそれ程ではないようである。やはり依然として、協調性とかやる気・人柄などを重視しているようである。

日本の企業が学生に求めるのは、専門知識というよりも総合的な知識であったと思われる。⁴それは、現在急速に崩壊しつつある日本の経営の一つの特徴である終身雇用制と人材養成システムが関係している。欧米のようにある専門職にスカウトされて契約し、その実績を土産にさらに上への転職を繰り返すのではない。戦前の財閥系企業に典型的に見られるように、日本の大企業は様々な産業に多角経営を展開する方向に向った。その結果、企業内に複数の部門が分岐することになる。異業種、たとえば繊維関係から食品や化学部門への拡張という具合である。特に企業の幹部として採用された者は所属企業内の部門を短期間で見習いを繰り返し、その全体像を把握し市場での経営の指針を打ち出すことが求められたようである（官僚の政策立案能力の養成のための複数部署の見習いと似ている）。⁵つまり、ジェネラリストになることの要請が強かったと思われる。そこでは、見習いに伴って「企業内での教育」の意義が増したことになるはずである。

大学が大衆化する以前においては、就職活動は短く、卒業年次の最後に一〜二件あたって決定したようである。将来がかなり保証され、勉学に励む環境があったことになる。就職活動が前倒しされ事実上三年次から神経を使わなければならない勉学に身が入らない最近の法学部生とは雲泥の差である。

補足——旧制高校の存在 今では最後の頃の旧制高校生もかなりの高齢となっており、その実態がどうであったか生の情報源が先細りとなっている（若干の生の声を整理することにする）。旧制高校に入学するまでは受験勉強はかなり厳しかったようである。今の受験産業の芽生えのような受験講座のようなものもあつたようである。しかし、入学後は、一部の落第者はあつても、受験テクニック的な競争からは一応解放されることになる。現在の高校生のように、大学の入学直前まで受験勉強漬けになっていたわけではない。哲学書や外国文献を読む時間があつたようである。聞くところによると、キルケゴール、ヘーゲル、デカルト、カント、ショーペンハウアーなどの哲

学書など、アダム・スミス、マルクスなどを原書や翻訳本などで読んでいたようである（その当時大学によっては外国語が入試科目となっていたため外国文献の読書は受験勉強を兼ねる意味も少なからずあったようである）。寮内のほとんどの学生がその種の書物をもっており、普段から議論しあっていたようである。読んでいなかったり持っていないかったりすると、「かわっている」というムードさえあったようである。当時の学生の「嗜み^{たしなみ}」のようなものであったようである。そして、寮内では、文科と理科の学生と一緒に生活し、議論し情報交換しあい、その過程で先輩から後輩へと本の譲り渡しもなされたようである。つまり、今の高校生や浪人生と比べれば、大学教育に耐え得る教養と長文の外国語を読む能力を身につける時間があつたことになる。実質的な教養課程の期間が旧制高校の三年間であつたようである（大学ではすぐに専門教育に入ることができたことになる）。

(2) 法学部教育の問題の表面化

戦前は帝大と一部の私立大学にしかあつた法学部は、戦後の新制大学の発足とともに次第に増加することになる。国公立大学に法学部が新設され、地方都市にも設けられるようになる。もっとも、昭和三〇年代の前半からいまでは、大学進学率自体がそれ程高くなかつたため、法学部生は依然として選ばれた人という感があり、現在と比較するとそれなりの就職口が保証されていたとえる。しかし、法曹需要人口の増加はあまりなかつたため、法学部の総定員が増加した分だけ法曹以外の職場へ流れる割合が戦前以上に増大化した。司法試験に合格して法曹職に就く者は例外的少数となつた。

その後昭和三〇年代後半から四〇年代にかけて、大学の新設・学部の増設が続くことになる。それに伴つて、法学部の数も急速に増加することになる。現在中堅校となつている大学の法学部はその頃に発足したものが少なくない。大学の数が増加しさらに既存の法学部の定員増が続くと、大学生が急増することになる。いわゆる大学の大衆化が素人の目にも分る時代になる。それに伴つて、アカデミックであつたはずの大学の「学校化」現象が進行することになる。司法試験とはほとんど無関係な法学部が増加するものこの頃からである。中学・高校の「生徒」気分のままの学生が珍しくなくなる。ところが、問題は、大学での授業が従来型のままであつたということである。つまり、自力で学習できる少数の選ばれた学生を念頭においた授業方式のままであつたように思われる。現実の変化に対応していなかつたことになる。大卒の「品質保証」のなさが顕在化し、その社会的評価が急速に低下していく。それに伴つて、企業の選別も厳しくなり、従来の大卒者からは想像できないようなところに就職する学生も珍しくなくなる。企業は大学教育には一層期待しなくなり、自前の研修システムを充実させ自信をもつようになる。「企業内教育」への傾斜である。大学での勉学や単位修得を軽視する傾向がはつきりし始める。

一方、昭和五〇年代から六〇年代にかけて、司法試験予備校の影響力が鮮明となつてくる。それまでは、資格試験の受験勉強などは個人の努力でするものという「暗黙の了解」があつたと思われる。しかし、大学生の数が急増し、司法試験などの資格試験の志願者が急増し競争率が上昇し続ける。試験内容は複雑となり、判例などの増加により問われる知識量も増加し、受験テクニックなしには早期合格は難しくなる。合格点を効率良くとる方法が必要となる。つまり、暗記した限られた知識をベースにして必ず含まれているはずの正解を素早く探す能力が優先されることになる。これは、小中学校の頃から慣れ親しんだ学習方法である。このような試験対策にもっとも対応しているのが、司法試験予備校である。確かに一部の法学部では伝統的にOBや教員が熱心に個別指導や答案練習を行つてきたようであるが、一般の大学の法学部教育の内容は資格試験対策とは無縁であつた。法学部生が少数精鋭の時代には表面化しなかつたが、昭和六〇年前後から大学の授業のいわゆる「空洞化」が顕在化するようになる（この頃から法律科目も例外でなくなる）。大学の教室がガラんとし、学生が朝から某予備校に入り浸るといふ現象が見られるようになる。予備校の合格実績が上がるにつれて、それに拍車がかかることになる。大学の授業の空洞化は確かに

深刻であるが、それ以上に問題なのは、法学の「初学者教育」が未成熟なままであったことであると思われる。

平成に入ると、経済構造摩擦・国際化に伴って、世界に誇った日本の経営・企業内教育システムの限界が露見することになる。もの造りを中心に培ってきた企業の現場教育による人材養成の自信喪失である。知的財産の重視・情報産業の展開に対応する人材の養成を大学に期待する動きが見られるようになる。そこで生ずる様々の紛争処理を日本的慣行でごまかすのではなく、「法的」に処理する必要性が意識がされるようになる。そうすると、それに対応できるような数と質を備えた法曹が必要となり、法曹養成の教育システムが必要となる。他方、最近、企業法実務家の影響力がかなり高まっており、それら実務家の独走を許している感が一部あることを懸念する声がある。つまり、一見して所屬企業に有利な事実や要素だけを集めて法解釈し法律構成するという傾向が見られる。事実的要素の扱いや結論を左右する価値判断に関わる問題である。法学教育が本来果たすべき重要な役割が機能していないのかもしれない。

法学部生が少数精鋭の時代であり法曹需要の少なかった時代においては、従来型の法学教育でもその問題点は表面化しなかった。しかし、問題を生ずる萌芽は創設期からあったことになる。大学を取り巻く環境は大きく変化しているが、その変化に最も鈍感だったのは大学だったのかもしれない。

- (2) 上山・前掲解説注(1)五頁(本解説は新入学の法学部生のために法学・政治学への誘いとして法学会で企画されたものである。法学部入門・点景、法学部と実務の世界、勉強の道具・図書館・試験案内などが収録されていた。上山教授の解説内容が当時の学生にどの程度理解されたかは分らないが、企画者やその周辺にいた者がある種の反応を示したことを今も記憶している)。大村・前掲注(1)法典・教育・民法学一二五頁以下には戦前の私立の法律学校についての言及もある。

- (3) 上山・前掲解説注(1)四頁。

- (4) 同右・七頁。

- (5) 松浦・前掲調査報告注(1)五頁(社会的要請に対応して、わが国の法学部ではジェネラリスト養成のための教育が中心であったとの見解が多数派である)。法学教育の多様性については、大村・前掲注(1)法典・教育・民法学一四二以下が参考になる。

三 法学教育の改革の波——背景と実現の壁

(1) 背景

従来型の法学部教育は、先述のように、法学部生が少数精鋭の時代であり法曹需要の少なかった社会においては、それが内包する問題が表面化しなかった。法学部での授業は、各方面で活躍できるジェネラリストの養成を念頭においた教育であり、法学だけでなく政治学・経済学やその他の教養科目の学習も可能であった。アメリカやドイツとは異なる教養型法学教育がある。官庁や企業も専門知識よりも総合的な知識・判断力を求めていたといえる。大学で学んだ専門知識をすぐに使えることを期待していた訳ではない。複数の部局・部署での経験を通して、そこにプールされた知識を体得させキャリアを積ませる。その過程で、必要な人材を独自に養成していたといえる。大学教育と現場教育とのある種の役割分担があり、それだけ日本の大学教育への期待度は低かったことになる。従来型の法学部教育はあまり工夫されることなく、ながく温存されることになる。

しかし、大学を取り巻く環境は大きく変化していた。先述のように、経済構造摩擦・国際化に伴って、世界に誇った日本の経営・企業内教育システムの限界が露見することになる。先端型の技術開発が勝敗を決するようになり、知識創造が伝統的な個別企業の研究・教育努力だけでは対応できなくなっている。終身雇用制はゆらいであり、企

業内で蓄積された専門的な内部知識が転職者とともに流出するなどという想定外の問題も生ずることになる。もの造りを中心に培ってきた企業の現場教育・取引系列などは、諸外国から研究され分析・解読がなされているようである。現場での人材養成の自信喪失による焦りが濃くなっており、先端型の専門的人材の養成を大学に期待する動きが見られる。

取引相手との様々の紛争処理は日本的慣行による処理では不可能になってきた。国際的な普遍性のある「法的」な処理をする必要性が意識がされるようになる。その一方で、それに対応できるような数と質を備えた法曹や行政・企業法務の職員の養成システムが必要となる。そこで、大学・大学院での法学教育の再構築・改革が必要と考えられるようになってきている。

(2) 実現の壁——法学教育について

法学教育は、法的に問題をとらえ法的構成をして解決を導くための能力を養成するものである。その解決は、できる限り教養ある一般市民の正義感覚とマッチするものであることが望まれる。それを大学の法学教育において本格的に実現しようとするならば、クリアしなければならない厚い壁があることを覚悟しなければならない。

法的な知識は、法律専門家集団で共有される特殊専門的な性質を有する知識である（日常用語とは同じではない）。また、法的知識を駆使して法律専門家が行う法的思考は、初学者に容易に理解できるように表現し説明することが難しい場合が少なくない。いわゆる「暗黙知」である。

各自の自力での学習に期待する古典的な方式や最近の予備校方式ではなく、大学教育の場での法知識の学生への教授・共有化を実現し法学教育の品質保証を可能とするには、法律の初学者には把握しにくい法知識を理解できるように表現する必要があるはずである。つまり、「形式知」化が必要となるはずである。そのための基礎的作業と

して、法律の素人である初学者の法的思考の「流れ」を分析し、法律家の思考過程と比較する必要があると思われる。初学者が陥りやすい躓きポイントの明示化が重要であり、明瞭に指摘する必要があると思われる。

しかし、この問題はこれまで放置され、意識されることさえなかったのではないだろうか。言い換えれば、埋められずに放置された間隙を外部教育機関につかれたといえる。

四 法学教育に関する最近の試み——数量化

法学教育の改革に向けた最近の試験的なプロジェクトにはどのようなものがあるのだろうか。その内容・方向性はどのようなものなのであろうか。その軌跡から学ぶべきものを吸収するために、その「意義」さらに「残された課題」を分析する必要があるだろう。そこで以下では、最近の一試み（オンライン日本法プロジェクト）（名城大学の文部省私立大学学術フロンティア推進事業「高度情報社会における知識情報システムの開発研究」コピーマート——教育実践を手掛かりとして——（研究代表・北川善太郎教授））を概観することにする。

(1) オンライン日本法プロジェクト

プロジェクトの課題 同プロジェクトは、次の課題に対応しているとされる。⁶⁾ すなわち、今、新しい法曹の養成システムとして法科大学院が検討され進行している。では、大衆化した大学で法曹とは関わりのない大量の法学士を送り出す大学は何を教育すべきか。行政やビジネスの求める法的知識をもった人材の養成をどうするかという課題である。これは未解決の課題であるとされる。具体的には、学生の個性に対応した大講義形式での法学教育方法の研究、学部レベルの法律の専門知識のない大学院生が増加している中で法の段階的学習のシステム化の課

題があるとされる。そこで、法学教育・法学習のあり方を考える試みの中心的手段として、「学習テスト」を実施し分析を試みようというものである（以下では同プロジェクトでの学習テストを単に学習テストとよぶことにする）。そこから、学習者が講義や自己学習で身に付けた法知識、法理解、法思考、法判断のレベル・特徴をある程度知ることができないかという予測がある。

学習テストの概要 同プロジェクトにおいては、複数のタイプの学習テストが試みられている。民法ガイド（北川著・民法講要⁷⁾）から引用された設例を読ませそれに関係する条文を選択するタイプ、法律用語を選択するタイプ、基本原理を見つけたタイプ、選択した解答の理由を書かせるタイプ、これらの複合タイプがあるように思われる⁸⁾。

しかし、同学習テストのスタート段階から試みられ、その軸をなすのは民法ガイドの100の設例をベースとするテストではないかと思われる（このタイプの実例の一部紹介・結果分析は中間報告でなされている⁹⁾）。設例と条文知識とのフィードバック、基礎的な法知識のマッチングを行わせるものである。

この試みには、学習テストの結果を分析し、そこから、従来の講義では実証的に把握されていなかった点を明らかにし、今後の講義方法に役立てようという考えがあるのではないかと推測される。つまり、「実証化」の実験であるといえる。

(2) プロジェクトの特色と評価できる点

特色 まず、この種の先行研究はないということである（外国ではどう分らないがわが国ではないのではないだろうか。したがって、学術の新しい領域（フロンティア）の開拓という魅力があることになる。その反面、研究の開始段階にあたって仮説提示が難しくなる。比較対照すべきものがないからである。また、調査方法の選択・設定を慎重

に見極める必要性が高まる。過去の失敗例を参考にできないからである。

次に、その試みの中心をなすのは、学習テスト（講義でのペーパー・テスト）のデータ分析である（講義において学生との対話も試みられているようではあるが）。大多数は「ものを言わない」学生から得られたデータであると思われる（演習ともかく大講義では対話は難しい）。調査ではサンプルの代表性（つまり具体的な調査対象がある分析単位について全体の現象や傾向を代表するものであること）が重要であるが、その抽出は研究代表者の判断によるものと思われる。さらに、実証化の視点がすることは先述したが、そこから分析の「数量化」が試みられていることが分る¹⁰⁾。

評価できる点 その評価点を分析すると、次の通りである（なお、後述の③「残された課題」と対比させて読んでほしい）。(i) まず、理解度の「客観化」を試みている点である。大講義室での「初学者」の学部レベルでの理解度である。また実験段階であり不明な点が数多いようであるが（中間報告やその他から見聞した印象として）、分析結果を今後の講義方法の手掛かりにしようという目的がある。(ii) 次に、理解度の客観化が相当程度できたとするならば、学部レベルの授業の品質保証と評価基準の手掛かりが得られる可能性がある。従来の大学での講義内容・レベルは担当教員による裁量に任されており、各大学により・各教員によりバラツキがありすぎ、またその評価基準も不明であったのではないだろうか。現に、大学外から、授業の品質は当てにならないと厳しい目で見られている。学部卒業後に企業や行政に就職する学生が大多数であり、今後それらの学生の法学教育の自身が真剣に問われるはずである（今後法学教育を行う学部は多様化する可能性がある¹¹⁾）。(iii) さらに、この試みは、発想としては、法的思考の分析に通ずるところがあると推測される。というのは、初学者の理解度を実証化する試みから、もしこれまで気付かれなかった初学者の思考過程が抽出できたとすれば、初学者の思考過程と法律専門家のそれとを比較することによって、専門家特有の法的思考の特性が浮び上がる可能性があるからである。(iv) 高度情報化の時代に対応して、オンライン化を試みようとしている¹²⁾。情報の配付媒体を、物であるペーパーだけでなく（必要部分の入手を可能にするオン

ディマンド出版も含め)、CDやオンラインで対応する実験を組み込もうとしている。オンライン・システムではリンク先の関連データの閲覧や入手が必要になる。この点を、「コード」番号を各項目に割り振ることによって対応しやすくする(北川・民法講義の番号はこの試み例と思われる)(なお、法学教育の内容とは直接関係しないのでここでは割愛するが、「ホームページ」による著作権の処理という側面もある)。

ここで、学習テストのデータ分析の試みを、視点を変えてコード化の側面から見てみると、データの位置付け・見方が違ってくるかもしれない。学習テストによる蓄積は、一つのデータである。しかし、もし民法のシステムの構想をも視野に入れて再構成されるならば、データ・ベースの域を超える可能性もあるのではないだろうか(システム化にどの程度近づいているかは不明であるが)。たとえばそれがマシン上で作動するものではないとしても、ソフト的な性格も有することになる。

ところで、同プロジェクトの研究代表者の長い研究の軌跡を辿ると、いくつかのポイントを窺うことができるように思われる。学習テストに至るまでの軌跡を遡ると、コード化(民法ガイド(平七))、法解釈システム論(論叢一三三巻一=二二三頁(平四)、二三四巻三=四号一頁(平六))、フロー・チャート化の試み(レクチャー民法入門(昭五九))がある。そして、原点には、比較私法方法論(日本法学の歴史と理論(昭四三))があるのではないだろうか(これまでとちがつかいと「契約責任の研究」の方が注目されることが多いが)。これらの土台の上に、今回の試みがあると思われる。

(3) 残された課題

調査研究の難しさ——法的思考・法学習の特性から 一般に標本の抽出方法を設定する際に、まず標本の層・属性・集団の代表性・等質性を検討する必要がある。その設定を調査開始前にしっかりと確認しておく必要がある。調査の途中でぐらぐらするようになることがあってはならない(調査研究の一般的な注意点である)。これを動かすと

調査結果の客観性がなくなるからである。

次に、ここでの調査は法学習者を対象とするため、法的思考・法学習が孕む特性があるならばそれを考慮することを要する。筆者のこれまでの失敗を含めた実践例によれば、法知識の「ネットワーク」(法的枠組みの形成)がある程度でき始めた学習者を対象とした場合には、調査結果(例えば正解率)と法学習者の理解度との間にはある程度の「相関関係」が見られた。したがって、法知識のネットワークがある程度でき始めた学習者を対象とした場合には、調査結果は理解度がある程度推計する目安となりうるように思われる。ところが、法知識のネットワークがほとんど形成されていない段階の学習者については、先の相関関係は望めなかった。あつたとしても、バラツキがありかなり不安定となった。したがって、法知識のネットワークが未形成の学習者、つまりここで問題としている「初学者」を対象とする調査結果の「数値化」には、かなりの不確定要因が伴う危険性があるように思われる。しかも、初学者といっても幅がありそのレベル・段階を考慮する必要がある。異なるレベルの初学者が混じっているときもある。したがって、調査対象者がどついつ属性を有するのかに注意深く見極める必要があると思われる。

そうすると、初学者を対象とする調査結果の信頼性を高めるためには、調査をする「条件管理」の整備が重要なのではないか。つまり、調査前に、どのような法知識の提供・内容説明がなされたか、それを聴いた直後の学習者とそうでない者との対比、説明内容からはみ出す原理的部分・体系が含まれた設問か、それとも説明を聴いた者であれば一応対応できる設問かなどを検討しておく必要がある。いいかえると、「対比基軸」の設定が確保されていない、調査結果の分析の軸ができ、そこから法学習・法的思考に影響を与える要因が推計できるのではないか、と思われる。

学習テストの検討 ところで、述べた点と絡めて、学習テストの試みを検討することにする。

(一) 学習テストは、中間報告の分析からも分るが「数値化」を積極的に試みている¹³⁾。もし数値化ができるなら

ば、それは確かに実証化につながりやすい。しかし、法律の初学者を対象とした調査の場合、いくつかの注意すべき点があることを 一言及した。数量化に馴染みにくい要因への対応が考慮されていたのか、という懸念が生ずる。法的枠組みをほとんど有しない「初学者」は、設問に記されたちょっとした用語の表現の違いにもかなり左右される現象が見られる。法的枠組の形成が少し進んだ学習者と比べると、予想以上に躓きポイントにバラツキがある。学習テスト作成者は法律の専門家である。法律の専門家の想定外の要素が目に見えない形で隠れており、それが意外なところで集計数値を歪めている可能性もある。こいつは初学者の法学習・思考上の特性が、テスト結果と学習者の理解度との相関関係を弱くする。

さらに、調査対象の学生の大多数は、ほとんどの場合自ら質問をしたり疑問点を確認しにきたりはしない。学習テストが終わると、そのまま大教室を去っていく(演習の場合には教員の積極的努力によっては少し対話が可能であるかもしれない)。テスト回収後、分析者が調査データから「ああでもない、こつでもない」と苦労して躓きポイントを探ることになる。ここで懸念されるのは、分析者が「回顧的意味付け」をしてしまうという危険性である。分析を試みることは重要であり、そこから本質に関わる仮説が抽出されるかもしれない。しかし、未だ仮説は検証がなされていない。最も注意を要するのは、的外れの意味付けがなされる危険性があることである。なんらかの方法で数量化を補完する必要がある(なおデータのクリーニングや標本の代表性・等質性の点も重要であるがここでは割愛する)。

(ii) 同プロジェクトは五年に及ぶものである。学習テストも長期間に亘って続けられている。その間には、学生・講義担当者の入れ替わりや調査前の知識提供方法・調査対象校の変更、その他の調査環境の変化があった可能性がある。調査開始前に、初期の段階で条件管理の確保が意識的になされないと、試行錯誤を繰り返すことになり、条件管理の確保が不安定となるといつ懸念が生ずる。調査結果の客観性を確保し実証化を推進するためには、この変化への対応がなされていたかが重要であるが、よく分らない。

先の でも述べたが、初学者を対象とする調査結果の信頼性を高めるためには、調査の前提となる条件管理の整備が重要なのではないだろうか。つまり、調査前に、どのような法知識の提供・内容説明がなされたか、それを聞いた直後の学習者とそうでない者との対比、説明内容からはみ出す原理的部分・体系が含まれた設問か、それとも説明を聞いた者であれば一応対応できる設問か。分析のための対比基軸の設定が確保されたのかについても、明確な言及がない。

(iii) 学習テストには複数のタイプのテストがある。その中でも民法ガイドから引用された設例によるテストがかなり使われている(先述)。それは、民法の初学者を念頭においた教科書であるとされる。しかし、入門用の設問・解説でさえ、初学者の理解力によってはかなり難しいと感じられるものがある。学習テストの網の目を細かくするならば、そのレベルをどの程度に設定するかという問題が残る。というのは、初学者といっても大学・コースなどにより差異があるからである(最近の数年間における入学生の理解力の変化もある)。

(iv) Online での法学習を想定するならば(先述のように同プロジェクトの念頭にある)、学習テストから得られた教育上の視点は学習環境の管理やテキストの構成にも反映させる必要があると思われる(この点への配慮がどの程度なされているかは不明である)。Online の場合には、メディア周りの要因の違いが多様化する。同じ教室で同じ教員の生の授業を聴いて学習する訳ではない。Online で提供されるテキストを任意にアレンジする人(学習者本人または指導者)がいると、学習環境が異なることになる。端末の前にいる初学者の理解力は様々であるが、もし初学者の学習にとって不可欠な内容や段階があるならば、その部分は初学者全員が必修的に学習する必要があることになるはずである(勝手にアレンジしてはならない部分)。学習テストによって、もし基礎学習のミニマムの一端でも抽出できれば、それを組み込む配慮が望まれる。マルチメディアは有益な情報提供手段であるが、メディア周りの要因が作用する効力を無視できない。Online での法学習効果を上げるには、メディア周りの学習環境の管理が一層重要になると思

われる（通信教育での挫折例は参考になる）。特に、初学者とメディアとの間に介在する法律専門家の影響は無視できない。¹⁵⁾ 「迷い」の跡——調査開始段階の大切さ。先のでも述べたが、調査開始の段階において条件管理の確保が意識的になされないと、試行錯誤を繰り返すことになり、条件管理の確保が不安定となる。調査結果の客観性を確保し実証化を推進するためには、条件管理の確保が必要である。

ところで、学習テストの紹介のなかで研究代表者の心中が吐露されている。すなわち、「この方式を考えた当初は、それほど明確な問題意識と方法論を持って始めたわけではなかった。かなり回数を重ねた後でもこのようなデータが一体どのような意味を持つのかについて明確な意味を探りかねていた頃もあった。しかし次第に従来の法学教育で把握できなかったなにかがそこに潜んでいるのではないか、という思いを抱くようになった」。「少し先走りすぎるかもしれないが、学習者が講義や自己学習で身につけた法知識、法理解、法思考、法判断がどのようなレベルであり、どのような特徴を持っているかを学習テスト方式である程度知ることができるのではないかという予測を持っている」¹⁶⁾と述べられているところなどは、条件管理への懸念ではないであろうか。

このことから、スタート段階では、明確な問題意識と方法論が固まっていたわけではないこと、かなり回数を重ねた後でも明確な意味を探りかねていたことが分る。そして、「少し先走りすぎるかもしれないが……」とされる。つまり、かなりの「迷い」がありながらの試行錯誤の連続であったと推測される。確かに、調査回数・量はかなり多い。しかし、肝心の条件管理は確保されていたのであろうか。また、この点がどの程度意識的になされていたのであろうか（不明な点である）。

また、先行研究のある領域においては、理論的枠組みを立てるに際して、批判的な視点から先行研究を分析し、基本仮説を提示してその真偽を探索し検証することができる。その一手段として調査も用いられる。しかし、先行研究のないまたはあっても非常に乏しい領域においては、手探り状態が続くことになるはずである。この点も、本学習テストの試みの難しさの一つの要因になったのではないだろうか。

とはいえ、同プロジェクトによる試みによって、インパクトのある一石が投げられたことは否定できない。今、世間の関心が高度専門化（例えば法律部門では法科大学院など）に向いている状況下において、あえて法律初学者の教育方法を模索しかつ実証化に大胆に挑んだ点は意義深く、今後も多くの人々によって多方面から検討されるべき重要な問題であると思われる。

- (6) 北川・前掲中間報告 注(1)七、二二頁、中間報告 三四頁。
- (7) 北川・前掲ガイド注(1)七六頁。
- (8) 北川・前掲オンライン民法学習資料注(1)参照。
- (9) 北川・前掲中間報告 注(1)三九頁以下。
- (10) 同右・三五頁以下から分るように、その調査は設例の「正解率」のデータから分析を試みている。
- (11) 同右・中間報告 二二頁以下などにその趣旨が窺える。
- (12) 北川・前掲論文(論叢)注(1)参照。
- (13) 北川・前掲中間報告 注(1)三五以下。
- (14) 民法ガイドにおける解説で普通の民法初学者にとって難解なものとして、例えば登記移転類型(要素の組合せを整理)や債権法の構成(および総論と各論の抽象度)を示した見取図である(北川・前掲ガイド注(1)二七、三三頁)。その示唆する内容を理解し興味を示す者は、普通の初学者にはほとんどいなかった(例えば解説がいう要素とはなにか、なぜそれが重要なのか、その組合せになにか意味があるのか。抽象化・具体化がなにを意味するのかなど)。また、その狙いを初学者に説明するのも難しい(某法律予備校の工校方式や丁校方式の入門テキストの類似部分と読み比べさせたこともある。その記述は厳密にいうと雑なものであるが、普通の初学者にはその方がまだ少しは分るような気がするという反応があった)。

(15) 最近、大学の授業改革についての提言や実践例を報告する文献が多い(日本私立大学連盟編・大学の教育・授業をどうする、同・大学の教育・授業の変革と創造(平一)、安岡高志ほか著・授業を変えれば大学は変わる(平一)、国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編・岐路に立つ私立大学(平五)その他)。それらの提言や実践例は多岐にわたっている。どれから手をつけてよいのは分らないほど多い。ただ、本文のオンライン化との関係で気になる点を付言すると、最近の急速な技術改革にもなって教育の場でも導入されつつある新メディアへの過大な期待を目にすることである。媒体として上手に利用すれば力を発揮するが、それをどのように使うかはそこに介在する「人」である。教材をアレンジする人を含むメディア周りの様々な要因の学習効果への影響について指摘する文献はこの種の最近のものには少ない(筆者の目にした限られた範囲であるが、この点について言及するものとして、佐賀啓男「メディア利用の効果と限界」二二六頁以下(伊藤秀子・大塚雄作編ガイドブック大学授業の改善(平一)所収がある)。

(16) 北川・前掲中間報告 注(一)三五頁。

五 民法初学者の躓きポイントの模索——質的データの試み

従来、法学教育は各教員の経験とその裁量に任されてきた。したがって、各大学・各教員による差異がかなり見られる。民商法のように複数の教員で分担する科目の場合には、その連係が必ずしもうまくいっていないことがある。基本となる法知識の欠落や歪みは応用の学習の障害となる。法典が重要な法源である国では、この点が一層重要となると思われる。大学での法学教育として提供すべき最低限の内容とはなにか。次に、初学者による理解をどのようにして実現するか。ミニマム・ラインの確保は大学の授業の品質保証につながるはずである。初学者教育というと、学部一年目の教育を連想されがちであるが、今後は大学院段階でも重要性が増すと思われる。これまでのように研究者養成のコースだけではなく、理系を含めた入学者の多様化に対応する必要があるからである。今真剣

に取り組まれるべきは、初学者教育ではないだろうか。その実現を確かなものにするためには、初学者の法思考の特性を分析し、その躓きポイントを知る必要があると思われる。そうすると、新しい試みを行う必要がある。法学の世界では行われることは少なかったが、調査研究はその一つの手段である。

仮に調査研究のデータに基づいた分析の数量化が可能となり、かつそれがかなり正確なものであるならば、それは確かに客観的で実証的な性質を有する可能性がある。ただしそのためには、(i)まず第一に、緻密な計画と条件管理が必要となる(この点は先述の通り)。(ii)次に、そうして得られた分析結果はまだ一仮説にすぎず、その真偽の検証が必要となる。新しい対比基軸を設定して、その検証を繰り返し行うことが求められる。

ところで、数量化は明確であり確かに魅力的である。しかし、検証するためにかかりの量のデータが必要となる場合には、一人では対応しえず組織的な体制が必要となる。それが無い場合にはどうすればよいか。もし大規模な調査に基づく数量化以外にも検証方法があるならば、一人でも検証を試みることができることになり、意義があることになる。また、数量化だけではフォローしきれない要素が関係している場合には、それを「補完」することができるかもしれない。

法律の「初学者」を対象とした調査の場合、いくつかの注意すべき点があることを先に言及した(四③)。まず、「法的枠組み」をほとんど与えない初学者は、設問に記されたちよっとした用語の表現の違いにも左右されるといふ現象が見られるように、集計数値を歪める要素が目に見えない形で隠れていることが少なくない。初学者の実際の理解度と数量化の結果との相関関係は不安定となる可能性があり、初学者は数値化に「馴染みにくい」調査対象である。

さらに、調査対象の学生の大多数は、ほとんどの場合自ら質問をしたり疑問点を確認しにきたりはしない。調査後、分析者が調査データから「あてもない、こうでもない」と苦勞して躓きポイントを探ることになるが、こ

で懸念されるのは、分析者が「回顧的意味付け」をしてしまうという危険性である。的外れの意味付けがなされる可能性もあるため、数量化から得られた仮説を裏付ける検証が必要となるはずである。

そこで、数量化に馴染みにくい調査対象という問題と回顧的意味付けの問題に対応するために、以下では数量化ではなく、「質的」データの収集とその分析を試みることにした。数量化による試みの補完手段となりうること、さらに数量化から抽出された仮説の検証手段ともなりうるからである（なおかつ一人でも授業の中で試みる事が可能である）。具体的には、初学者の法思考の「流れ」を辿ることとした。対話を通じて一つ一つ確認しながら辿る方式である（場所：演習が大半（対話中心）、一部は大教室講義（ただし学生からの質問メモの添削方式）、テキスト・民法ガイド、水本浩・民法（全）、池田真朗・スタートライン債権法、方法：受講者にテキストの設問を各自五回読ませる、設問中の「用語」・制度・関係条文を確認するメモを各自にかかせ、まずチェックする「設例でなにか問題になっているか」という問いを各自に立てさせる、設例の内容を時間の流れに沿って簡略化させる（法的に見て重要な「要素の抽出」が目的）、議論の中でいくつの「世界」が関係しているかをメモさせる（別の世界の存在の有無をヒントとして与える）その上で複数で議論し、細部については教員と学生とで「対一」でその「思考過程」を一つずつ確認しながら辿ることとした。対象は、異なる種類・学年の民法初学者である。その過程において複数の躰きポイントが浮かび上がってきた（今後さらなる検証が必要であるが）、それを整理することにする。

(1) 「議論領域」の設定・切替のミス——二問目の壁との関係

法律の初学者は、高等学校までにはほとんど学習したことがない法律という新しい学問に触れて、新鮮な感覚でやる気をもって学習に臨んでくる者が少なくない。やる気のある者は、スタート段階においては、法知識や法律制度をかき出しのペースで記憶し始める。民法の初学者を例にとると、民法総則の学習がなんとか終わり、債権や物権などの学習に移っていく。真面目に学習した者は総則の知識を一応記憶している。しかし、簡単な設例をモデルにし

て理解度を試してみると、意外にうまくいかないことが多い。例えば、法律行為の概念（民法総則で学習済みのはず）と契約の概念（債権各論で学習中）とがうまく繋がらないことが多い。そのため、法律行為で学習した諸制度を契約が関係する問題において活用できないことがある。設例において、例えば「民法総則の問題」と明記しておくとかなり対応する（契約の問題でも類似的傾向がある）。関連部分の法知識はあるようなのであるが、問題領域を伏せたまま設例を提示するとつまづかないことが少なくない。最初に「議論領域の設定」の段階で躰くことをよく目にする。債権総則の授業で説明される内容と債権各論での内容、債権編の議論と物権編の議論が交錯する問題になると、その傾向は鮮明となる。

この背景にある要因は何なのであろうか。初学者との議論や質問に基づいて、本人に確認しながらその思考の流れを辿ってみると、本来接続されているべき領域が断裂し関係のないこととして認識されていることが窺える。これは、民法典の体系や従来型の編別体系による授業方式と無関係ではないと思われる。しかし、それ以上に初学者の思考の特徴と感ぜられるものがある。それは、分断された法知識から単純な考え方で（単純に「直観的」に）答えを導く傾向が強いことである。設例を読んで、「あれでもない、これでもない、いやこちらかな」と複数の可能性を模索しながら段階的に考えるのではない。しかも、法知識を記憶したときの世界の範囲だけに思考が留まることである（例えば民法総則で学習した法知識は民法総則に限定した設例ではかなり使えるがそれ以外の領域では活用しにくい。「一つ」なること、本来は根っ子の部分で繋がっているはずの世界（例えば債権）との連係がうまくいかなくなるはずである。最初に設定した議論領域の枠組みから、関連する別の領域の枠組みに移行する際に必要な「議論領域の切替」において躰いているようにある。

議論領域の設定がうまくできないと、議論すべき世界とは違う次元での議論となり、全く的是な答えを出してしまう危険性がある。また、複数の解答（例えば二つの解答）が求められる場合、議論領域の切替がうまくいかない

と、最初に飛びついた一つの世界の中だけで直観的に答えを導くことになり、もう一つの世界があることに気がつくにくくなるはずである。¹⁸⁾

(2) 「抽象概念」の壁——用語表現に引きずられる現象

法律用語は抽象概念から構成されていることが多い。それは当面する多様な事案に対応でき柔軟である反面、明確に一義的に定まりにくい性質を有する。その内容が「不確定性」を有することに対して違和感を感じる者が、初学者には少なくない。具体的なイメージがつかめず実感がわかないという者も多い。それを講義でどのように補うかが課題となる。例えば、民法でいう土地の定着物とはなにか、どの範囲までの立木・庭石などが定着物といえるのか、という疑問がだされる。心裡留保とは具体的にどういうものなのか。裏付けとなる経験がないケースにおいては、抽象的な概念からなる法律用語と外延をなす具体的な「指示物」とを対応させることが難しくなる。学生の大半がそのような壁にあたるようである。さらに、民法典の条文の順番から見ると、先頭部分に一般条項がくる(信義則・権利の濫用・公序良俗)。その内容は極めて抽象的であり、初学者への説明は後回しにした方がよいと感じられることが多い。一般条項の説明に深入りすると、法律には「基準があるのかないのかよく分らない」と感じさせ、初学者の法律への不信感ひいては法律嫌いを生じさせる最初の原因になる。違和感を超えて、その必要性が分らないという者もある。ところが、従来の教科書では、依然として民法総則の最初の項目で解説されていることが多いように思われる(法学習がある程度進んだ段階で随時教える工夫が必要である)。

この点とも関係して、民法の初学者と牛歩ペースで法思考の道をともにするときよく目にする躓きがある。それはテキストの解説や設例に記された用語表現の表面的な類似性に左右される現象である。実質的には異なる用語であるが表面的に類似しているため、勘違いし引きずられてしまうことがよくある。似た用語を検索し単純にマッチングさせてしまう。

誤解を生じやすいのは、日常用語と法律用語との違いの理解である。日常用語と似た漢字や響きの法律用語が混じっていると、この種のミスが生じやすい。例えば、所有を占有の意味に解したり、所持や保持を所有とだぶらせて用いたりすることが多い。果実、物、人という用語は日常生活においてもよく使用するため、分かったような気になってしまい、その概念の法律的な内容理解がおろそかになる。法律用語の内容理解が不確かな段階の初学者によく見られ、これは学習が少し進んだ者の躓きポイントとは性質が異なる。法律の専門家が予想する躓き以前の段階の躓きである(そのため調査結果を数量化する場合に「隠れた」不安定化要因となりうる)。しかし、この種の躓きは、程度の差はあれほとんどの初学者が経験する。今後は、講義でどのように補つかまたテキストの解説にどのような工夫をするかという具体的な対応が迫られる(特に初学者用のテキストについては工夫が必要であると思われる)。

(3) 「法知識・枠組み」の欠落・不足——論点の拡散・非法的思考化

最近の初学者用のテキストを見ると、簡単な設例が記されていることが多い。それを読んで説明に入っていくという段取りである。

ところが、私の経験では最初の段階で躓いてしまう学生が多い。分りにくいところはどこを探し議論に入るとやがて一人二人と主張し始める。うまくいくかなと思って聞いていたら、およそ法的な議論とはよべないような話となることが少なくない。時には、感想文のようなものとなってしまっていることがある。そこに飛び交うのは、「非法的思考である。交通整理ができない状態になることもある(もっともマイナス面だけではない。暗記した枠組みがないため固定観念に捕らわれない自由な発想・価値判断が飛び出すことがあり、評価できるときもある。これに対して、早期から暗記中心の効率的な学習に走った学生は的外れな議論をすることは比較的少ないが、従来の枠組みにないユニークな考え方・解決策が提案されてもあまり関心を示さないこ

とが多い。

論点の「拡散」現象が見られる。たとえその内容が一年次の既習科目（例えば民法総則で単位修得済み）であつても、この現象は決して稀なことではない。そこで、発言者・質問者の議論を段階的に一つずつ確認し辿ってみると、議論の共通の土俵となる枠組みがないことが窺える。もしそうであるならば、こういう背景を無視して学習を進めても積み木崩しを繰り返すこととなるのではないだろうか。テキストや参考書を替えてみたり、専門学校を渡り歩いたりしても同じことである（そういう具体例をよく目にする）。それをクリアするには、ミニマム・ラインの法知識・枠組みの繰り返し学習が必要である（自力でできない人のためには、基本的な法知識の抽出・整理・刷込みを補助する工夫が必要である）。

(4) 「事実関係」の法的理解の壁——設例の法的趣旨の理解

初学者でも、全くの白紙の段階から少し学習が進み条文知識や法律用語が頭に入り始めると、初歩的な択一形式の問題であれば解いたり解説を読んだりすることが徐々にできるようになる。例えば、入門レベルの法学検定の問題や行政書士の問題などである。

ところが、少し法知識が頭に入っている者を対象に簡単な設例を読みそれに基づいた学習を試みようとする、いくつかの壁にぶつかる者が続出する。最近の初学者用のテキストを用いた試みで、次のような経験することが少なくなかった。

テキストは初学者用であるので、その設例はかなり要点をふまえてコンパクトにまとめられている。設例には紛争の当事者がどのような請求をしているのが記されている場合と、そうでない場合とがある。

(i) 請求の内容が明記されている場合　学生に設例を読んで考えてもらう。ところが、法的に見てな

重要な「要素」なのが分らない者が少なくない。発言や質問を求めると、その論点の拡散現象が見られる（ここでも先述③と似た傾向がある）。簡単な択一問題に挑戦できるくらいに法知識が少し頭に入っている学習者なのであるが、彼等の発言や質問内容を一つ一つ確認して辿っていくと、断片的な法知識はあるが枠組みがなかったり不完全であることが浮び上がってきた。記憶した法知識のネットワークが形成されていないようである。つまり、設例の事実関係を讀んでもフィード・バックしていく先である枠組みがない。そのため、事実関係の中で法的に見て意味のある要素、ここでは請求内容と対応する「要件」が見つけれないようである。

少し難しいケース（これは初学者レベルを超える）となると、中立の立場で事実関係を読み、法的に重要な要素を抽出できるかが問題となってくる（ここでは価値判断が入ってくる）。自己に有利な結論が先にありきの発想では、法律家としては困る。

(ii) 請求の内容が明記されていない場合　設例には、当事者がなにを求めなにに困っているのかが記されていない場合もある。学習者が自分で考えることになる。これまでの経験によると、家族法に関する設例の場合には、なんとか推測ができるようである。婚姻・親子関係・相続など身近な生活上の経験によって、比較的イメージしやすいからである。しかし、債権法や物権法の設例になると、苦勞する学習者が急増する。彼等の実生活上の「体験」がないからである（講義・テキストでの工夫が必要である）。当事者の救済には損害賠償請求だけで足りるか、それとも修補が必要か、さらに取消・解除までいくのか、それらの組合せを要するか。ヒントを与えても、ピンとこないと感じる者が少なくない。この点について辿ってみると、先と同様の背景が浮び上がってきた。彼等の発言や質問内容を一つ一つ確認して辿っていくと、法的「効果」と結びつけて考えていないようである。

さらに難しいケースとなると、どの請求を認めるかという価値判断が入ってくる（今後の法学教育において重要な問題である）。

(17) 使用するテキストの選択が重要であると感ずることは少なくなかった。特に、調査の対象が民法の初学者であること、法学習への取組み姿勢・処理能力において普通の学生が中心であること、質的データの収集が目的であり内容についての議論がある程度できる程度のものであることを総合的に判断した。これらの条件が異なれば使用するテキストの選択もそれに対応した考慮が必要となると思われる。調査の課程で得られた教訓は少なくなかった。

なお、本文には記さなかったが、参考書として内田貴・民法を挙げておいたところ、かなり前向きな学生は本文に記したテキストと対比してより高度の質問を書いていた(このグループの代表的な学生は医学博士とのことであった。一定の基礎学力のある学生には同書も教科書となりうるものが少し分かったが、今回の調査対象となったごく普通の初学者には同書はやはり難しいようであったため参考書とした)。その他にも今後調査で学習効果を試みてみたいものがある。最近のものとしては、山本敬三・民法講義(スキーマを基本モチーフとする)がある。また、大村敦史・基本民法(特に補論の解釈や学習方法の説明)は中級に移行する前の初学者に役立つのではないかと思われる。加賀山茂・民法体系は流れ図を用いて法知識の関係・流れを整理されており興味深い。今回試みたごく普通の民法初学者にはやや難しいという感があった。初学者の処理能力・目的を的確に判断しそれに応じたテキスト・資料を選択し組み合わせる能力が教師側に求められる。そのためには綿密な調査を試みる必要性があると感じられた。

(18) 最近、わが国の生徒や学生の基礎学力の低下が叫ばれている。基礎的な知識量の低下は、推薦入試の拡張・入試科目の削減、進学率の上昇、さらに高等学校での選択科目の増加とも関係していると思われる。

しかし、考える力の問題はもっと深い部分と関係しているのかもしれない。ここに次のような報告(国立教育研究所)がある。「わが国の児童は一つの事象を同じ観点でとらえる傾向が強いが、その事象を多面的、総合的にとらえるという見方、考え方が弱い」。生物学関係の問題において答えを二つ要求されている問題があるとする(問題例は挙げられていない)。二つ目の答えは各國中ほぼ最高得点であるのに対して、二つ目の答えとなると非常に低い得点となっている、とされる(風間・前掲論文注(一)九八六頁)。もしこの指摘が射たものであるならば、大学入試の科目を増やし初等・中等教育の教科内容の削減をやめたとしても、考える力の低下はくい止められないことになる。

ここで、本題の法学教育の問題に戻すと、先の学習テストの分析の中において、オンライン日本法プロジェクト研究代表者(北川教授)は次のような指摘をされている。設例に関する民法条文を二つ選択するという方式の学習テストの結果を見ると、「二つ目は「ささの注文通りに選択されているが、二つ目が難航している場合が多く見受けられた。とくにそれほど難しいとは思えないのに正解率が低い場合がすくなくなかった」と述べられ、これを「二問目の壁」と称されている(北川・前掲中間報告注(一)四八頁)(これは右の報告を視野に入れた分析であると思われる)。

二つの事項の重なりを問う問題、具体的には(設例一)売買契約と不動産物権変動、(設例三)不動産物権変動と売買契約、(設例四)贈与と条件、(設例五)公序良俗と請負契約、(設例六)心裡留保と贈与、(設例九)取得時効と占有態様の推定といった二つの問題の重なりを問う問題での二問目の低正解現象を指摘される(例えば設例一「XがYから自動車を購入する」では売買契約に関する民五五五条の正解率は高いが、不動産物権変動に関する民一七八条の正解率は低いとされる)。

問題は、これら全てを二問目の壁として一括されていることである。というのは、初学者の躓きの原因は複雑で、「二問目の壁」だけではないようである。学習が進んだ者と比較して一層「複合的」な要因が関係しているように感じられるからである。確かに多面的な思考の弱さがどこかに潜んでいることは否定できない(設例一、設例三はこれが主な要因と思われる)が、それよりもより強く低正解に影響したと思われる要因が他にある場合が少なくない。例えば、初学者は法律用語と日常用語との意味の区別が明確でない。そのため、些細な設例の表現の違いにも大きく感ずられる傾向がある(五②)。また、法知識・枠組みの理解が不完全なため、要件や効果を的確に把握できないことが少なくない(五③)。さらに、簡単な設例でも、初学者にとってはなにか法的に重要な要素なのかが分らない場合が意外に多い。事実関係の法的な把握の壁がある(五④)。本設例でもその影響が見られるように感じられ、その検証が望まれる。

六 むすび——初学者教育の重要性

法律関係の予備校的教育は法学部の外で蔓延している。司法試験だけではない。司法書士試験・その他の資格試験、公務員試験など多方面にわたっている。新種の検定試験も増えており、企業への就職に有利となれば、予備校は触手を伸ばすであろう。

予備校側は、大学関係者は予備校を非難するがそれ以上のものを提供できるのか、と反論する。実績が上がるにつれて、法学部の授業を見下ろすような発言さえある。今後の制度改革に伴って、もし試験回数が増加することがあっても減少することがないというようなことになれば（身近な例でいえば法科大学院への入学試験・進級試験・新司法試験・予備試験など）、かえって予備校側の市場が広がることになる。過去の事実が示すように、重要な一発型の試験のあるところには、必ず受験予備校の存在があったからである。しかし、予備校スタッフは従来型の法学部教育を受けた人たちであり、発想のベースは古典的なものである。紋切型の記憶中心の法学教育は克服できるのであるだろうか。

法学教育の問題は、法学とはどういうものなのかという問題にいきつくのではないだろうか。法的知識構造・推論過程には、初学者には分りにくところが多いからである。

(1) 初学者教育の見直しは可能か——一年目教育の大切さ

法学教育は、法的に問題をとらえ法的構成をして解決を導くための能力を養成するものである。その解決は、でされる限り教養ある一般市民の正義感覚とマッチするものであることが望まれる。それを大学の法学教育において

本格的に実現しようとするならば、クリアしなければならない厚い壁がある。

先述(三)(2)したが、法的思考は、特殊専門的な性質を有するものである。そのままでは初学者には理解しにくい。「暗黙知」のままでは理解できない。各自の自力での学習に期待する古典的な方式や最近の予備校方式ではなく、大学教育の場での法知識の学生への教授・共有化を実現し法学教育の品質保証を可能とするには、暗黙知的性質を有する法知識を法律の素人である初学者にも理解できる知識に言語化して教えることが必要がある。つまり、暗黙知の「形式知」化である。そのための前提となる作業として、法律の素人である初学者の法的思考の「流れ」を一つずつ分析し、法律家の思考過程と比較する必要があると思われる。初学者が陥りやすい躓きポイントを教える側が知る必要がある。これには地味な積上げ作業を要する。

(2) 中堅以下の法学部の困難な立場

戦後、大学の新設・学部の新設・学部の改組増設によって、法学部の数と学生数が急速に増加した。就職先としては、企業へ流れる割合が圧倒的となり、一部は公務員となるという方向に向つた。¹⁰⁾

今後の制度改革によって、法学部は厳しい再編の道を余儀無くされるだろう。法曹養成の制度（法科大学院）を持つことを断念したところは、法学部という看板の存続が厳しくなるかもしれない。たとえ法学部の看板を維持したとしても法律科目中心の講義構成は学部段階では後退し、教員の構成も変化するだろう。法科大学院を中心に頑張る中堅校も、今後は新しい途を模索してゆかなければならない（一方、新制度の下で法曹養成を担っていくと考えられている有力校においても、今後の道は楽観できない。短期にかつ安価で合格したい学生はあえて予備試験の方を選ぶかもしれない。力のある学生がそちらに流れる可能性もある。多くの大学が法科大学院の命運をかけて合格率第一主義に陥るようなことがあれば、今の司法試験予備校と似たようなものとなる危険性もある）。

しかし、法学部には法曹の養成以外にも重要な役割があることを忘れてはならない（特に中堅以下の大学にとってこの役割は一層重要となるはずである）。それは、行政や企業に進む人材の養成である。数から見ればこちらの方が、圧倒的に多いのである。今後の社会を支える大事な人々である。そこでは、細かい専門的な法律の解釈論ばかりではなく、むしろ教養ある市民としてバランスある法思想・法律感覚を持った人材の養成が必要となるだろう。再編は努力を要する道であるが、視点を変えればピンチはチャンスの時でもある。新しい発想と実行力があり「初学者教育」の重要性を認識できるスタッフが必要となる。

(19) 法学部に入ったが司法試験を目指すわけでもない学生が急増する状況において、「全国共通で、法学の修得度をできるだけ客観的に示してやれるような検定テスト制度があればいいなと考えた」とされる試みがある（新堂「法学部の教育目標」四九頁（前掲書注（1）所収））。今後、法曹養成制度が改められ司法試験合格者が増加しても、法学部・隣接学部・学科における法学習者の大多数は依然として「非」法曹の途を歩むことを考えると、検定制度その他の新しい地道な試みが成果を上げることが強く期待したい。

（付記）本学を退官された両教授のこれまでの御尽力に感謝し、今後の御活躍をお祈りしたい。

なお、本研究については、武井正臣元教授（鳥根大・名城大）、竹山理教授（奈良産大）、山田亮元所長（ユニチカ・エンジニアリング研究所）から、法学内・外の視点から貴重なご助言をいただいた。お礼を申し上げたい。また、複数の種類の演習・授業に際して調査を試みたが、法律の設問と一緒に読み忌憚のない意見を述べ質問メモを多数書いてくれた本学の学生諸君にもお礼を申し上げます。